

# 令和8年度高岡市保育料徴収基準額表

(令和8年4月1日)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層定義	月 額							
		0～2歳の子ども(満3歳の誕生日の後、最初の年度末まで)							
		1人目		2人目		3人目以降			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0		
B階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0		
C階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	5,500	5,500	0	0	0	0		
D階層	市町村民税所得割額	1	24,300円未満	6,150	6,050	0	0	0	0
		2	24,300円以上 48,600円未満	6,850	6,750	0	0	0	0
		3	48,600円以上 57,700円未満	9,000	8,850	0	0	0	0
			57,700円以上 60,700円未満	9,000	8,850	9,000	8,850	0	0
		4	60,700円以上 77,101円未満	9,600	9,450	9,600	9,450	0	0
		5	77,101円以上 84,900円未満	10,150	10,000	10,150	10,000	0	0
		6	84,900円以上 97,000円未満	10,500	10,350	10,500	10,350	0	0
		7	97,000円以上 115,000円未満	31,100	30,600	15,550	15,300	0	0
		8	115,000円以上 133,000円未満	34,200	33,700	17,100	16,850	0	0
		9	133,000円以上 151,000円未満	36,400	35,800	18,200	17,900	0	0
		10	151,000円以上 169,000円未満	39,400	38,800	19,700	19,400	0	0
		11	169,000円以上 211,200円未満	43,800	43,100	21,900	21,550	0	0
		12	211,200円以上 301,000円未満	43,900	43,200	21,950	21,600	0	0
		13	301,000円以上 397,000円未満	45,200	44,500	22,600	22,250	0	0
14	397,000円以上	46,500	45,800	23,250	22,900	0	0		

## 1 保育料徴収基準額表の見方

入所児童が生計を一にする世帯において第何子であるかに応じて基準額表をご覧ください。同一世帯の就学前児童が、保育所等(保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、企業主導型保育施設)のいずれかを同時に利用している、利用していないは問いません。

## 2 保育料の階層の決定方法

### (1) 保育料の算定対象者

階層区分は入所児童と生計を一にしている父母の市町村民税の合計額で決定します。

(父母の保育料算定対象年分の所得金額の合計が48万円以下で、祖父母等と同居(世帯分離含む。)している場合は、祖父母等を家計の主宰者とし、保育料算定の対象とすることがあります。)

### (2) 保育料の算定対象となる市町村民税の年度

令和8年4月から令和8年8月の保育料は令和7年度の市町村民税(令和6年中の所得)により決定します。令和8年9月から令和9年8月の保育料は令和8年度の市町村民税(令和7年中の所得)により決定します。課税する自治体が発行する所得課税証明書や市町村民税・都道府県民税額の決定通知書をご覧ください。

### (3) 税額控除の取扱いについて

市町村民税を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

## 3 保育料軽減について

入所児童の属する世帯(生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が77,101円未満(上記の基準額表において、C階層～D4階層に属する場合)において、次のいずれかに該当するときは、保育料は無料です。ただし、年度途中から該当する場合は、認定内容の変更手続後に適用されます。

### (1) ひとり親家庭等医療費受給世帯

### (2) 次に掲げる在宅障がい児又は在宅障がい者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

お問合先 子ども・子育て課 入園・給付係 Tel 20-1377